

## ○非常勤職員取扱要綱の制定について（通知）

昭和 50 年 4 月 1 日人第 2 号  
各部長、出納長、地労委事務局長あて  
総務部長事務取扱者副知事通知  
最終改正 令和 4 年 4 月 1 日

このことについて、別紙のとおり「非常勤職員取扱要綱」が制定され、昭和 50 年 4 月 1 日から実施されることになりました。ついては、別紙要綱の運用を御了知のうえ、非常勤職員の取扱いに遺憾のないよう格段の配意を願います。

非常勤職員取扱要綱

### 第 1 趣旨

この要綱は、非常勤職員の任用、給与その他の勤務条件に関し、基本的事項を定めるものとする。

### 第 2 定義

- 1 この要綱において「非常勤職員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する職にある者（顧問、参与、調査員等を除く。）をいう。
- 2 この要綱において「第 1 種非常勤職員」とは、一般職員（埼玉県職員定数条例（昭和 30 年埼玉県条例第 2 号）に定める職員をいう。以下同じ。）から退職後引き続き非常勤職員として任用された者をいう。
- 3 この要綱において「第 2 種非常勤職員」とは、非常勤職員のうち、第 1 種非常勤職員以外の者をいう。

### 第 3 職務の拡大又は増員の協議

部長は、新たに非常勤職員に行わせる職務を拡大し、又は非常勤職員を増員しようとするときは、あらかじめ総務部長に協議しなければならない。

ただし、総務部長が特に認める場合についてはこの限りではない。

### 第 4 任用

- 1 任免手続
  - (1) 非常勤職員の任免は、部長が行うものとする。
  - (2) 前記(1)の任免は、別表 1 の発令事由に対応する通知書の記載形式により様式の通知書を本人に交付して行う。
- 2 任期  
非常勤職員の任期は、1 年以内の期間とし、2 年度にわたることはできないものとする。

## 第5 報酬

### 1 報酬の決定

非常勤職員の報酬は、職務の内容、勤務時間等を基準として、日額又は月額で定める。ただし、月額をもって定めることができる報酬は、その勤務すべき日が原則として週3日以上又は月15日以上として定められている者に限るものとする。

### 2 報酬の日割計算

非常勤職員が月の途中で採用され、又は退職（死亡による退職を除く。）した場合の報酬は、報酬の月額に勤務した日数を乗じ、その額を月の初日に採用されたものとした場合の勤務すべき日数で除して得た額とする。

### 3 報酬の減額

月額で報酬を定められている非常勤職員が勤務しない場合は、第6に定める休日及び第7に定める有給休暇を除くほか、その勤務しない1時間につき、次の4に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合の減額すべき額は、その月の分の報酬の全額とする。

### 4 勤務1時間当たりの報酬額の算出

勤務1時間当たりの報酬額は、報酬の月額を、その月の勤務すべき時間数で除して得た額とする。

## 第6 勤務日等

### 1 勤務日及び勤務時間

(1) 非常勤職員の勤務日は、原則として週5日以内とし、次のとおりとする。

ア 勤務日が週5日の者 原則として1日6時間以内。ただし、1週間について29時間を超えてはならない。

イ 前記ア以外の者 1日7時間45分以内。ただし、1週間について29時間を超えてはならない。

### 2 週休日等

非常勤職員の週休日、休日及び休憩時間は、一般職員との均衡を考慮し、所属長（埼玉県行政組織規則（昭和42年埼玉県規則第1号）第2条に規定する本庁の課、所等の長並びに地域機関の長をいう。）が定めるものとする。

## 第7 休暇

1 非常勤職員の有給休暇は、次のとおりとする。ただし、(2)の休暇については、6月から9月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して6月以上、かつ、6月1日から9月30日までの期間のいずれかの日に勤務する非常勤職員に限る。(14)、(15)及び(16)の休暇につい

ては、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。

(1) 年次休暇

ア 第2種非常勤職員は、4月1日から翌年の3月31日までの1年度(第1種非常勤職員には、暦年による1年)について、次の(ア)又は(イ)に示す日数の年次休暇を受けることができるものとする。

(ア) 1週間の勤務時間が29時間の非常勤職員の年次休暇の付与日数は、年度(第1種非常勤職員にあっては勤続年数)に応じて、別表2のとおりとする。

(イ) 1週間の勤務時間が29時間未満の非常勤職員の年次休暇の付与日数は、年度(第1種非常勤職員にあっては勤続年数)及び週所定勤務日数(週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤職員にあっては、1年間の所定勤務日数)に応じて別表3のとおりとする。

イ 所属長は、年次休暇(1年度(第1種非常勤職員にあっては暦年による1年とする。)において所属長が与えなければならない年次休暇日数が10日以上である非常勤職員に係るものに限る。以下同じ。)の日数のうち5日については、当該年次休暇が付与された日から1年以内の期間に、非常勤職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならないものとする。ただし、非常勤職員の請求した時季に年次休暇を与えた場合においては、当該年次休暇の日数(当該日数が5日を超える場合には、5日とする。)分については時季を定めることにより与えることを要しない。

所属長は、この規定により時季を定めて年次休暇を与えようとするときは、当該非常勤職員の意見を聴取し、その意見を尊重しなければならない。

(2) 夏季休暇

非常勤職員は、次のア又はイに示す日数の夏季休暇を受けることができるものとする。

ア 1週間の勤務時間が29時間の非常勤職員の夏季休暇の付与日数は、一の年の6月から9月までの期間内における、4日の範囲内の期間(ただし、当該期間における勤務日数が4日に満たない職員にあっては、その勤務する日数)とする。

イ 1週間の勤務時間が29時間未満の非常勤職員の夏季休暇の付与日数は、一の年の6月から9月までの期間内における、週所定勤務日数(週

以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤職員にあつては、1年間の所定勤務日数)に於いて別表4に定める日数の範囲内の期間(ただし、当該期間における勤務日数が別表4に定める日数に満たない職員にあつては、その勤務する日数)とする。

(3) 交通途絶休暇

非常勤職員は、災害、交通機関の事故等の不可抗力の原因による交通途絶の場合、その都度必要と認める期間について交通途絶休暇を受けることができるものとする。

(4) 危険回避休暇

非常勤職員は、災害、交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その都度必要と認める期間について危険回避休暇を受けることができるものとする。

(5) 結婚休暇

非常勤職員は、結婚に際し結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する7日の範囲内において必要とする期間について受けることができるものとする。

(6) 公民権行使又は公の職務を執行するための休暇

非常勤職員は、選挙権その他公民としての権利を行使する場合又は裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合、その都度必要と認める期間について休暇を受けることができるものとする。

(7) 忌引休暇

非常勤職員は、一般職員の例により、忌引休暇を受けることができるものとする。

(8) 公務災害又は通勤災害による病気休暇

非常勤職員は、公務上の負傷若しくは疾病の場合、又は通勤による負傷若しくは疾病の場合、その療養に必要な期間について病気休暇を受けることができるものとする。

(9) 検診休暇

1週間の勤務時間が29時間の非常勤職員は、県が実施する胃集団検診、肺がん検診及び大腸がん検診を受診する場合、その検診に必要な時間について検診休暇を受けることができるものとする。

(10) 現住居が滅失等した場合の休暇

非常勤職員は、一般職員の例により、災害により現住居が滅失等し勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する7日の範囲内にお

いてその都度必要とする期間について休暇を受けることができるものとする。

(11) 妊産婦の通院休暇

妊娠中又は出産後1年以内の非常勤職員は、妊娠又は出産に関し母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月28日埼玉県人事委員会規則13—18。以下「規則」という。）第11条第1項第1号の2に定める範囲内でその都度必要と認められる時間について休暇を受けることができるものとする。

(12) 妊婦の通勤休暇

妊娠中の非常勤職員は、その母体の健康維持に重大な支障を与えると認められる程度に混雑する交通機関を利用して通勤する場合、規則第11条第1項第1号の3に定める範囲内で必要と認められる時間について休暇を受けることができるものとする。

(13) 出産休暇

非常勤職員は、出産予定日6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から産後8週間を経過する日までの期間にある場合、当該期間について休暇を受けることができるものとする。ただし、職員から請求があつた場合において、任命権者が特に必要と認めるときは、出産予定日前の期間及び産後の期間を併せて2週間の範囲内の期間を加算した期間とする。

(14) 出生サポート休暇

非常勤職員は、不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年度において5日（不妊治療に係る通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合は10日）の範囲内の期間について休暇を受けることができるものとする。

(15) 出産補助休暇

非常勤職員は、妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合、妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内においてその都度必要と認められる期間について休暇を受けることができるものとする。

(16) 男性職員の育児参加のための休暇

非常勤職員は、妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週

間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合、当該期間内における5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間について休暇を受けることができるものとする。

2 非常勤職員の無給休暇は、次のとおりとする。ただし、(3)及び(4)の休暇については、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限り、(5)の休暇については、第9の1(2)に該当するものに限る。

(1) 労基法第67条に規定する育児時間

(2) 労基法第68条に規定する生理休暇を必要とする日又は時間

(3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成16年法律第160号。以下「育児・介護休業法」という。）第16条の2に規定する子の看護休暇を必要とする日又は時間

(4) 育児・介護休業法第16条の5に規定する介護休暇を必要とする日又は時間

(5) 育児・介護休業法第61条第32項において準用する同条第29項に規定する要介護者の介護のために一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の必要と認められる時間

(6) 規則第11条第1項第1号の4に規定する妊娠障害休暇を必要とする場合、次のア又はイに示す日数

ア 1週間の勤務時間が29時間の非常勤職員にあっては、14日間の範囲内の期間

イ 1週間の勤務時間が29時間未満の非常勤職員にあっては、週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤職員にあっては、1年間の所定勤務日数）に応じて別表5に定める日数の範囲内の期間

(7) 規則第11条第1項第14号に規定するドナー休暇を必要とする日又は時間

(8) 妊娠中の非常勤職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため休息又は補食するために必要とする時間（妊婦の休息又は補食のための休暇）

(9) 1(8)以外の負傷又は疾病に係る療養のための休暇（私傷病の病気休暇）を必要とする場合、次のア又はイに示す日数

- ア 1週間の勤務時間が29時間の非常勤職員にあつては、1の年度において10日間の範囲内の期間
  - イ 1週間の勤務時間が29時間未満の非常勤職員にあつては、1の年度において週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤職員にあつては、1年間の所定勤務日数）に応じて別表6に定める日数の範囲内の期間
- (10) 規則第19条の3第3項第2号に規定する妊娠中の非常勤職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇（妊産疾病休暇）を必要とする期間

## 第8 育児休業等

- 1 非常勤職員は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）に規定する非常勤職員の例により、育児休業及び部分休業をすることができる。
- 2 部分休業により勤務しない場合には、第5 報酬の3の規定により、減額して報酬を支給するものとする。

## 第9 介護休業

- 1 次のいずれにも該当する非常勤職員が、要介護者を介護する場合に、育児・介護休業法第11条第1項に規定する介護休業をすることができる。
  - (1) 介護休業の期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、任期（当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあつては、更新後又は引き続き採用された後のもの）が満了することが明らかでないこと。
  - (2) 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員
- 2 介護休業の期間は、各所属長が、非常勤職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、三の期間を限度とする通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合において、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休業をしている期間については、報酬を支給しない。

## 第10 服従等

非常勤職員の服従、分限及び懲戒については、一般職員の例による。ただし、服従の性質上これにより難しいものについては、この限りでない。

## 第11 社会保険の適用

非常勤職員の社会保険の適用については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に定めるところによる。

## 第 12 災害補償

非常勤職員が公務等のため負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合においては、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受ける者を除き、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年埼玉県条例第 51 号）の定めるところにより補償するものとする。

## 第 13 雑則

この要綱により難い事情があると認められるときは、総務部長に協議の上、別段の取扱いをすることができる。

## 第 14 実施時期

この要綱は、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。

## 第 15 経過措置

この要綱の実施の際、現に任命されている非常勤職員は、この要綱第 4 の規定により、任命されたものとみなす。

附 則（昭和 50 年 5 月 27 日人第 145 号）

この要綱は、昭和 50 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日人第 1219 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 1 日人第 1077 号）

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日人第 1329 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 1 日人第 958 号）

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日人第 1266 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式

( 氏 名 ) 様

(通知書の記載形式を記入する。)

年 月 日

埼玉県知事 氏 名 印

別表1

発令事由	通知書の記載形式
1 任命	[(a)(b若しくはc)]又は(b)]を次により委嘱します ただし非常勤とします 1 任期 年 月 日まで 2 1週の勤務日数及び勤務時間 日 時間 3 報酬 月(日)額 円 4 勤務、駐在、兼務課所 (必要に応じて記入)
2 退職	[[ (a)(b若しくはc) )又は(b) ]の委嘱を解きます
3 勤務条件の変更	「A」を「B」とします。

注：通知書の記載形式の欄中「a」、「A」等とあるのは、次の区分により記入する。

「a」勤務課所名

「b」職名

「c」業務名

「A」任命の項通知書の記載形式の欄中の1～4の見出し

「B」任命の項通知書の記載形式の欄中の1～4の発令内容

別表2

勤続年数 (第1種非常勤職員)	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年以上
年 度 (第2種非常勤職員)	採用 初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目 以上
年次休暇日数	10	12	14	16	18	20

注1：他の課(所)から引き続き採用する場合の表中「年度(第2種非常勤職員)」の算定にあたっては、採用初年度からの年度を通算するものとする。

注2：第1種非常勤職員の場合の勤続年数の算定にあたっては、一般職員としての勤続年数を通算するものとする。

別表3

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	勤続年数 (第1種非常勤職員)														15年以上
		1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
		年度 (第2種非常勤職員)														16年度目以上
		採用初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目	11年度目	12年度目	13年度目	14年度目	15年度目
1日	48日から72日まで	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
2日	73日から120日まで	3	4	4	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7
3日	121日から168日まで	5	6	6	8	9	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11
4日	169日から216日まで	7	8	9	10	12	13	15	16	17	18	19	20	20	20	20
5日以上	217日以上	10	11	12	14	16	18	20	20	20	20	20	20	20	20	20

注1：他の課（所）から引き続き採用する場合の表中「年度（第2種非常勤職員）」の算定にあたっては、採用初年度からの年度を通算するものとする。

注2：第1種非常勤職員の場合の勤続年数の算定にあたっては、一般職員としての勤続年数を通算するものとする。

注3：表中「1年間の所定勤務日数」の項は週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤職員に限り、用いるものであること。

注4：表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」の項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。

なお、当該任期の途中に当該所定勤務日数が変更された場合においても、年次休暇の日数については変更しないものであること。

別表4

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	夏季休暇の日数
5日	217日以上	3
4日	169日から216日まで	
3日	121日から168日まで	
2日	73日から120日まで	
1日	48日から72日まで	

注1：表中「1年間の所定勤務日数」の項は週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤職員に限り、用いるものであること。

注2：表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」の項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。

なお、当該任期の途中に当該所定勤務日数が変更された場合においても、夏季休暇の日数は変わらないものであること。

別表5

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	妊娠障害 休暇の日数
5日	217日以上	14
4日	169日から216日まで	10
3日	121日から168日まで	8
2日	73日から120日まで	5
1日	48日から72日まで	2

注1：表中「1年間の所定勤務日数」の項は週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤職員に限り、用いるものであること。

注2：表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」の項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。

なお、当該任期の途中で当該所定勤務日数が変更された場合においても、妊娠障害休暇の日数は変わらないものであること。

別表 6

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	私傷病の病気 休暇の日数
5日	217日以上	10
4日	169日から216日まで	7
3日	121日から168日まで	5
2日	73日から120日まで	3
1日	48日から72日まで	1

注1：表中「1年間の所定勤務日数」の項は週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤職員に限り、用いるものであること。

注2：表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」の項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。

なお、当該任期の途中で当該所定勤務日数が変更された場合においても、私傷病の病気休暇の日数は変わらないものであること。